

カード犯罪

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』（共著、信山社、2021年）など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

今回はカード犯罪について考えてみます。経済産業省によれば、2023年のキャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、39.3%（126.7兆円）となりました。その内訳は、クレジットカードが83.5%（105.7兆円）、デビットカードが2.9%（3.7兆円）、電子マネーが5.1%（6.4兆円）、コード決済が8.6%（10.9兆円）となっています*。現在は、コード決済の割合がさらに上昇していると思いますが、いずれにせよ、カード決済はその主流です。

クレジットカード（以下、クレカ）が悪用されるケースはすぐに想定できます。他人のクレカ（情報）を勝手に用いて商品を購入した場合は詐欺罪に該当します。これまでの本講座によれば、クレカの名義人を偽ることは欺く行為であり、店にそれに関する錯誤が発生し、そのうえで商品が提供（交付）されるからです。また、本講座第2回で説明したように、たとえクレカの持ち主の同意を得て他人（持ち主）のクレカを使用したとしても、詐欺罪に該当する（と読める）最高裁決定（最高裁平成16年2月9日決定）があったことを思い出してください。

では、次の**事例1**はどのように考えるべきでしょうか。

支払う意思も能力もなく 自己名義のクレカを使用する事例

事例1 Xは、自己名義のクレカを用いて

宝石店Aで高価な宝石を購入した。もっとも、その時点でXは、支払う意思も能力もなかった。

もし、既にXの支払い能力がないことを契約したクレジットカード会社（以下、カード会社）が分かっている場合には、そもそも支払い自体が拒絶されますので、問題にならないことが通常です。ただ、そうでない場合はどうでしょうか。Xは他人ではなく自分のクレカを利用していますので、この点をどのようにとらえるべきでしょうか。

ここではクレカを用いるシステムの理解が重要とされています。簡単に述べますと、宝石店Aは加盟店と呼ばれ、クレカでの購入を認めるためにカード会社と契約します。それを前提に、クレカ利用者がそれを用いて購入しますと、カード会社がこれを加盟店に立て替え払いして、その後、代金が利用者に請求され、カード会社に支払われます。このシステムでは、加盟店が確認すべきは、利用者が利用者本人のクレカを使用したのか（同一性）と期限の有効なクレカが使用されたのか（有効性）、という点で、利用者がいくらまで利用できるのかを確認する義務はないとされています。

このようなシステムを踏まえて、**事例1**のXを無罪と考える学者もいます。有効なクレカをX本人が使用しており、それはこのシステムでは予定されていたことなので詐欺行為とはいえ

* 経済産業省ウェブサイト「2023年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（2024年3月29日）
<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329006/20240329006.html>

ない、とするのです。

これに対して、例えば、レストランで代金を支払う意思も能力もなく飲食すれば詐欺罪が成立することとの均衡を考えると、**事例1**のようなクレカの使用も実質的には同様といえるでしょう。そこで、裁判例では、だます行為があったとして詐欺罪の成立を肯定しています。それは、「^も若し利用客に代金を支払う意思や能力のないことを加盟店が知れば、クレジットカードによる取引を拒絶しなければならないこと信義則上当然のこと」であるからです（福岡高裁昭和56年9月21日判決）。利用客に支払い能力や意思があることは、このシステムにおいて当然の事柄であるという理解でしょう。

人を欺いて利益を得る詐欺 (利益詐欺・2項詐欺)

「詐欺に当たることを疑う余地のない行為ではないか」と思われた人が多いと思いますが、問題はその先にあります。その前に、もう一度詐欺罪の条文を確認しておきます。

ここまでは刑法246条1項の詐欺罪をみてきましたが、これには2項が存在します。「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」というこの規定ですが、前項とは第1項ですので、人を欺く方法により、「不法の利益」を得る（得させる）ことが要求されています。第1項との重要な違いは「物」ではなく「利益」をだまし取ったということです（本講座第4回の電子計算機使用詐欺罪[同246条の2]の解説でもこの点は登場しました。なお、同246条の2でも利益の取得が要求されていたのでこれと同様ですが、「人」でないパソコンに虚偽の情報を与える行為が処罰されるので、違いには注意してください）。

「利益」は目に見えないため奪われたかどうかよく分からないものですが、例えば、暴力団関係者の利用を明示的に固く禁止したゴルフ場で、そうであることを秘して暴力団関係者が利用し

た場合には、刑法246条2項（2項詐欺とも呼ばれる）が成立します（最高裁平成26年3月28日決定）。ここで最高裁は、欺く行為によって「施設利用契約を成立させ、（中略）施設利用をした行為が刑法246条2項」に当たるとしています。

皆さんに理解していただきたいのは、人を欺いて「物」を奪わなくても「利益」を奪うと罪になることが規定されており、この事案と同様にサービスの提供などを含めて事案は考えられるということです。こうした規定は刑法上、ほかに、強盗罪（例えば、タクシーで到着後にナイフで脅して逃げる）・恐喝罪にありますので確認してください。

だまされる者と損害を被るものが一致しない場合

ここまで読まれて、「**事例1**とどんな関係があるのか」という質問が飛んできそうですが、Xは何を奪ったのでしょうか。それは「宝石」であり、刑法246条1項の「財物」を奪ったというのが先の裁判例の考えですが、このシステムでは加盟店Aに代金がカード会社からすべて支払われますので、通常取引が完了したといえます。そうしますと、Aには実質的な被害はなさそうです。

一方で、Xから支払われずに財産的に損害を被るのは「カード会社」であると考えれば、Xはそれにより「物」を奪ったのではなく支払いを免れることで「利益」を得たといえそうです。このように考えると、**事例1**のXは刑法246条2項によって処罰されることになります。

ここで「何かおかしい、Aの従業員がだまされたのであって、カード会社はまったくだまされていないのでは？」と感じられた人は鋭いと思います。この考え方の前提には、だまされる人（Aの従業員）と損害を被る人（カード会社）とが異なっても詐欺罪が認められることが必要で、学説は一定の範囲でこれを認めています（三角詐欺といわれ議論されます。図を書くと三角形になりますね）。

「物」と「利益」とで複雑だ、という印象でしょうが、詐欺が疑われる消費生活相談では「物」だけでなく「利益」が奪われていないか考えてみてください(金銭もまずは「物」としてとらえると理解しやすいでしょう)。

支払用カード電磁的記録不正作出

事例2 福岡県内、長崎県内、佐賀県内及び千葉県内において、多数の者らが、一斉に偽造デビットカードを使用して、各地のコンビニエンスストアに設置された現金自動預払機から現金(計9590万円)を不正に引き出した。

事例2は、既に報道等でご存じの人も多い著名な事件(報道では、18億円ともいわれる事件)を判決から簡潔にまとめたものですが、現金を不正に引き出していますので、多数の者に窃盗罪(刑法235条)が成立します。さて、それ以外の犯罪が成立する余地はないのでしょうか。本講座第5回に、偽造された文書をそれと知りながら使用する行為も「行使」として処罰される(同161条)ことを学びましたね。ここでも同じように考えられそうです。

刑法は、支払用カードの電磁的記録を不正に作出する行為を処罰の対象としています。刑法163条の2は「人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者」を10年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金により重く処罰しています。

この条文構造は、電磁的記録不正作出罪(本講座第5回)と同様の構造になっていますね。もっとも、支払用のカードでなければなりません(銀行の預貯金カードも含む)。この条文は、今でも対策が必要とされるスキミングにより得られた他人のカード情報を用いて決済がなされることを防ぐために立法されました。「支払い」の場面

が想定されており、他の偽造との比較でいいますと、通貨偽造罪における通貨と同様の保護がされており(例えば、スキミングのために器械を用意しても処罰される[刑法163条の4第3項]が、同様の行為は文書偽造では処罰されない)、それに見合う重い刑罰が科されています。

事例2の多数の者は、不正に作られたデビットカードと知りながら使用すれば、「供用罪」により処罰されます(刑法163条の2第2項)。なお、スキミングの対策をとるのは難しいですが、カード会社のウェブサイトでは対策(カードのセキュリティ強化など)や発生した際の対応を記載しています。

背後の者の処罰 —故意と共謀、正犯性の検討—

さて、**事例2**の解決は多数の者を処罰できることの確認では終われません。実際の裁判では、多数の者の背後の者が処罰の対象とされました(いくつかの裁判がなされた)。これも組織的です。福岡地裁令和2年9月30日判決の被告人(主犯格の側近)は、主犯格と他の者との「連絡、カードの受渡しに一部関与したことはあるが、本件犯行の内容を知らされていなかったのだから、故意及び共謀がなく、無罪である」と主張しましたが、「計画段階から犯行中、犯行後にかけて、本件犯行に深くかかわっていると認められ、」故意と共謀があったとされました。そのうえで、「被告人が果たした役割は、本件犯行の遂行に不可欠で重要なものと認められ、正犯性も認められる」とし、共同正犯として重く処罰されました(懲役12年)。

ここでは、本講座第1回で説明した故意や共犯が問題とされています。その意味で、カード犯罪(刑法各論)の問題に見えて、実は刑法総論の問題ともいえます。

今回は、名譽毀損罪及び侮辱罪^{きそん}について解説する予定です。